5.447
付加分配：コートジボワール、エジプト、イスラエル、レバノン、シリア及びチュニジアでは、5150―5250MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第229（ＷＲＣ―12、改）の規定は適用されない。
5.447A
固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。
5.447B
付加分配：5150―5216MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフィーダリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従うことを条件とする。5150―5216MHzの周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、全ての到来角について任意の４kHzの周波数帯域幅において－164dB（W／㎡）を超えてはならない。
5.447C
無線通信規則第5.447A号及び第5.447B号の下で運用されている5150―5250MHzの周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第5.446号の下で運用され、かつ、1995年11月17日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第9.11A号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995年11月17日から使用を開始した無線通信規則第5.446号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第5.447A号及び第5.447B号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。
5.447D
一次的基礎での宇宙研究業務による5250―5255MHzの周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。
5.447E
付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250―5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ＩＴＵ―Ｒ勧告Ｆ．1613に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号の規定は、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。
5.447F
5250―5350MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ＩＴＵ―Ｒ勧告M．1638及びＩＴＵ―Ｒ勧告ＳＡ．1632に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。
5.448
付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250―5350MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。
5.448A
5250―5350MHzの周波数帯における地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。
5.448B
5350―5570MHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務（能動）及び5460―5570MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務（能動）は、5350―5460MHzの周波数帯における航空無線航行業務、5460―5470MHzの周波数帯における無線航行業務及び5470―5570MHzの周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。
5.448C
5350―5460MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務（能動）は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。
5.448D
5350―5470MHzの周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第5.449号の規定に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。
5.449
航空無線航行業務による5350―5470MHzの周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。
5.450
付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、イラン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470―5650MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。
5.450A
5470―5725MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ＩＴＵ―Ｒ勧告M．1638に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。
5.450B
5470―5650MHzの周波数帯においては、5600―5650MHzの周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。
5.451
付加分配：英国では、5470―5850MHzの周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第21.2号、第21.3号、第21.4号及び第21.5号に定める電力制限は、5725―5850MHzの周波数帯に適用する。
5.452
5600―5650MHzの周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。
5.453
付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650―5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第229（ＷＲＣ―12、改）は適用しない。
5.454
業務の種類の地域差：アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する5670―5725MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。